

議案第52号

守口市建築審査会条例の一部を改正する条例案

守口市建築審査会条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成27年12月7日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市建築審査会条例の一部を改正する条例

守口市建築審査会条例（昭和47年守口市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「守口市建築審査会」を「、守口市建築審査会」に、「ついて」を「関し」に改める。

第6条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「聞く」を「聴く」に改め、同条を第6条とする。

第4条第4項中「暇のない場合若しくは」を「いとまのない場合」に、「廻付し」を「回付し」に、「替える」を「代える」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。